
有機性廃棄物リサイクル推進施設
(し尿処理施設)
整備・運営事業

入札説明書等に関する質問の回答（第 1 回）

平成 29 年 9 月 20 日
会津若松地方広域市町村圏整備組合

1. 入札説明書に対する質問

【入札説明書】

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内 容	回 答
1.	1	第 1 章	—	4)	運営事業者	運営事業者は「本事業において、運転管理業務を担当する者をいう。」とありますので、SPC（運転管理を行う特別目的会社）を指すと考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2.	3	第 2 章	—	—	入札説明書の位置付け	平成 29 年 8 月 15 日付けで公表された「実施方針等に関する質問・意見の回答」は本事業の入札公告内容にも適用されるという認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。なお、内容が相違する場合の優先順位は、「入札説明書等に関する質問の回答書」、「要求水準書」、「実施方針等に関する質問・意見の回答書」とします。
3.	6	第 3 章	8	(2)	本事業の運転管理業務に係る対価	運営事業者は物価変動の確認を年 1 回行い、必要に応じて改定協議を行うとあり、具体的な方法について運転管理業務委託契約書別紙 3 に記載されていますが、本質問書(9)運転管理業務委託契約書（案）No4～7 も含め、事業者決定後の運転管理業務委託契約書締結前に詳細を確認させていただけるものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。落札者決定後、契約交渉時の協議において確認してください。
4.	8	第 3 章	10	—	予定価格及び入札書比較価格	「なお、当該内訳額は参考として示すものであり、上記の予定価格及び入札書比較価格を拘束するものではない。」とあります。これは「入札参加者が提示した入札金額が入札書比較価格未満であれば、入札参加者が提示した各業務の内訳額の方が本項(1)、(2)に記載された対価の内訳額（参考）を超過しても失格とはならない」と理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
5.	12	第 5 章	1	(1)	入札参加資格要件 ウ	運営事業者から直接、運転管理業務の委託を受けることを予定する運転管理企業は、単独企業との理解でよろしいでしょうか。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）その他の関係法令に抵触しない範囲で、複数企業を可とします。

【入札説明書】

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内 容	回 答
6.	12	第 5 章	1	(1)	入札参加資格要件 カ	グループは、「設計業務及び建設業務について代表企業と各構成企業との間で業務分担に関する協定を締結していること。」とありますが、15 ページの（５）ウには、「落札者決定後、落札者は、速やかに建設 JV の組成に係る建設 JV 協定書を作成し、本組合に提出のこととあります。JV を組成する場合は、落札者決定後に作成することで宜しいでしょうか。	建設 JV の組成を予定する場合には、参加表明書及び参加資格審査申請書類の提出前までに業務分担に関する協定を締結したうえで、落札者決定後、建設 JV 協定書を締結してください。
7.	12	第 5 章	1	(1)	入札参加資格要件 ケ	参加表明書提出以降、入札参加者の代表企業及び構成企業の変更が認められる「特段の事業」の事例を想定されていたらご教示願います。	現時点で、具体的に想定しているものはありません。
8.	14	第 5 章	1	(3) イ	建設に関する要件 d)	監理技術者は、設計期間と工事期間で別々の者を選任することは可能でしょうか。 また、事前に複数の候補者を申請することは可能でしょうか。	原則として設計期間と工事期間で同一の監理技術者を選任してください。 また、監理技術者について、複数の候補者を申請することは不可とします。
9.	15	第 5 章	1	(5)	建設工事請負事業者の特定建設工事共同企業体設立に関する要件	建設工事請負事業者として特定建設工事共同企業体を結成する場合、甲型共同企業体もしくは乙型共同企業体の選択は任意という認識でよろしいでしょうか。	甲型の特定建設工事共同企業体を想定しています。
10.	15	第 5 章	1	(6)	運営事業者の設立に関する要件 ア	運営事業者が設立する株式会社の設置場所は、本事業敷地内とすることは可能でしょうか。	会社法その他の関係法令に抵触しない範囲で、可とします。
11.	15	第 5 章	1	(6)	運営事業者の設立に関する要件 ア	「構成市町村内に本店を置くこと」とありますが、施設完成後に施設所在地に移転させることは可能でしょうか。	【入札説明書】質問 No. 10 を参照してください。

【入札説明書】

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内 容	回 答
12.	16	第 6 章	3	(2)	受付期間	要求水準書における質問は第 1 回質問時のみとありますが、第 2 回質問様式である様式第 2 号-2 に要求水準書に関する質問項目があります。入札説明書が正と判断してよろしいでしょうか。	いずれも正とします。第 2 回の質問書における要求水準書に関する質問項目については、入札説明書「第 1 2 章 5 (4) 要求水準書範囲外の提案について」に規定する技術提案の確認の用途で使用してください。 また、第 2 回の質問書における回答のうち、入札参加者固有のノウハウ等に基づく内容については、公表せずに、入札参加者に対して個別に回答する場合があります。 なお、本組合の事前の了解を得ない要求水準書の範囲外の技術提案については、基礎審査において失格となるので留意してください。
13.	20	第 8 章	3	(8) ア	著作権	「ただし、公表、展示……用途に用いる」とありますが、公表、展示の内容について具体的にご教示願います。	現時点で、具体的に想定しているものではありませんが、落札者決定に係る説明等に必要な場合に限りします。
14.	20	第 8 章	3	(8) ウ	入札提案書類の使用等	落札者以外の入札提案書類の使用等の期間については、落札者の決定までを限度とするものと考えてよろしいでしょうか。	期間に特に定めはありませんが、落札者決定に係る説明等に必要な場合に限りします。
15.	21	第 9 章	5	(3)	実施方法	ヒアリングに出席可能な人数をご教示願います。	出席可能人数、プレゼンテーションの方法等の詳細は、入札参加者の代表企業に対し、書面にて事前に別途通知します。
16.	21	第 9 章	5	—	技術提案書に関するヒアリング	技術提案に関するヒアリングのプレゼンテーションを行なう際、プロジェクター、スクリーン、電源等を貸与頂く事は可能でしょうか。	【入札説明書】質問 No. 15 を参照してください。
17.	23	第 9 章	11	—	低入札価格調査	「調査基準価格」及び「失格基準価格」の算出に際しては、「設計・建設業務の対価」と「運転管理業務の対価」それぞれで算出されるのではなく、この 2 つの対価の合計額に対し算出されとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

【入札説明書】

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内 容	回 答
18.	24	第 10 章	7	—	違約金特約事項	「違約金に関する特約条項を締結する」とありますが、特約条項とは、契約書（案）の違約金に関する条項を示すとの理解でよろしいでしょうか。	各契約書（案）にて記載していますので、「7 違約金特約事項」を削除します。
19.	24	第 10 章	7	—	違約金特約事項	落札者と貴組合で締結する「違約金に関する特約条項」の内容をご教示下さい。	【入札説明書】質問 No. 18 を参照してください。
20.	25	第 11 章	1	(7)	各業務における入札参加資格要件を証明する書類	「オ（総括責任者）」の資格・経験、「カ（配置予定者の資格）」について、運転業務の開始が平成 33 年 4 月と 3 年以上先であるため、候補者を複数名提出してもよろしいでしょうか。また、契約開始時に配置する技術者は参加要件を満たす者であれば追加もしくは変更が可能と考えてよろしいでしょうか。	前段については、現場総括責任者その他の運転管理業務に係る技術者の複数人の申請を可とします。 後段については、監理技術者及び現場総括責任者の追加若しくは変更は原則として不可としますが、本組合がやむを得ない事情であると認めた場合に限り可とします。また、その他必要な技術者については、追加若しくは変更を可とします。
21.	25	第 11 章	1 参加表明書及び資格審査申請書類	(7) 各業務における入札参加資格要件を証明する書類エ	入札説明書「第 5 章 1 (3) イ (d)」に・・・業務経験	配置予定技術者は候補者として複数名申請することは可能と判断してよろしいでしょうか。	設計・建設業務に係る技術者については、【入札説明書】質問 No. 8 を参照してください。 なお、運転管理業務に係る技術者については、【入札説明書】質問 No. 20 を参照してください。
22.	25	第 11 章	3 入札提案書類	—	提出書類（表）	「技術提案書」＝「技術提案書、施設計画図書、添付資料」とありますが、これらを A4 縦ファイル 1 冊にまとめて提出してよろしいでしょうか。	可とします。
23.	27	第 11 章	3	(4) イ (o)	パース	P26 (d) 鳥瞰図と同じものと考えてよろしいでしょうか。	「(d) 鳥瞰図」を削除します。 また、「(o) パース (A3 判、カラー)」を「(o) パース (A3 判、カラー、南東から北西方向への眺望)」に訂正します。

【入札説明書】

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内 容	回 答
24.	27	第 11 章	3 入札提案書類	(4) 施設設計図書ウ	設計書等	(d) 設計仕様書は、(1) 入札提案書類提出届等で指定されています様式 12 号-1 と同じものを提出するという認識でよろしいでしょうか。	「(d) 設計仕様書」は要求水準書に、提案内容を反映した形式のものとしてください。 なお、「様式 12 号-1」は、「要求水準書」と「(d) 設計仕様書」の相違点と理由を整理した資料になります。
25.	27	第 11 章	3	(4) ウ (d)	設計仕様書	P25 3 (1) イ (a) 要求水準に対する提案仕様書（設計・建設業務編）（様式第 12 号-1）と同じものと判断してよろしいでしょうか。	【入札説明書】質問 No. 24 を参照してください。
26.	28	第 12 章	4	(1)	技術提案書	様式は A4 判とご指定されていますが、A3 用紙を折込み A4 判として使用することは可能でしょうか。	不可とします。
27.	29	第 12 章	5	(1)	リスク管理の方針	事業者・本組合どちらの責任でないケース、責任の所在が不明のケースにつきましては、貴組合と協議事項になると理解してよろしいでしょうか。	本事業に係るリスクについては、事業者が責任をもって対応することが原則となります。不可抗力、本組合に責任があることが明確な場合等、本組合が負担又は協議により定めるとしている場合以外のリスクは、全て事業者の負担となります。
28.	29	第 12 章	5 留意事項	(4)	要求水準書範囲外の提案について	将来的に整備する 3 つの中間処理施設の導線や管理等が効果的・効率的になる計画を本事業の工事範囲（汚泥再生処理センター内）で提案することは可能と判断してよろしいでしょうか。	不可とします。
29.	30	第 12 章	5	(8)	事業終了時の取扱い	第三者機関による機能検査は、精密機能検査に類似するものと考えてよろしいでしょうか。また、精密機能検査と兼ねる事も、可能と考えてよろしいでしょうか。	前段については、お見込みのとおりです。 後段については、要求水準書【運転管理業務編】「第 4 章 第 2 節 8. 明渡し基準」に示す確認事項等が網羅されていれば、精密機能検査と兼ねることを可とします。
30.	34	別紙 1	—	—	本事業の事業スキーム	運営事業者に出資する構成企業は、運転管理企業の下請けとなることも可能と考えてよろしいでしょうか。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他の関係法令に抵触しない範囲で、可とします。

【入札説明書】

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内 容	回 答
31.	37	別表 1	リスク 分担表	共通	近隣対応リスク	本件施設の設置そのものに対する住民反対運動等以外についての近隣対応リスクは事業者において負担することとされておりますが、本事業は貴組合の事業として行われるものであることから、かかるリスクは貴組合においてご負担頂きたく存じます。	本事業に係るリスクについては、事業者が責任をもって対応することが原則となります。不可抗力、本組合に責任があることが明確な場合等、本組合が負担又は協議により定めるとしている場合以外のリスクは、全て事業者の負担となります。
32.	37	別表 1	リスク 分担表	共通	近隣対応リスク	「上記以外のもの」が事業者の主分担となっておりますが、事業者がコントロールできないリスクまで分担することになりますので、事業者がリスク分担するのは事業者に帰責事由が有る場合との理解でよろしいでしょうか。	本事業に係るリスクについては、事業者が責任をもって対応することが原則となります。不可抗力、本組合に責任があることが明確な場合等、本組合が負担又は協議により定めるとしている場合以外のリスクは、全て事業者の負担となります。
33.	37	別表 1	リスク 分担表	共通	第三者賠償リスク	事業者の主分担となっておりますが、事業者がコントロールできないリスクまで分担することになりますので、事業者がリスク分担するのは事業者に帰責事由が有る場合との理解でよろしいでしょうか。	本事業に係るリスクについては、事業者が責任をもって対応することが原則となります。不可抗力、本組合に責任があることが明確な場合等、本組合が負担又は協議により定めるとしている場合以外のリスクは、全て事業者の負担となります。
34.	37	別表 1	リスク 分担表	共通	第三者賠償リスク	「第三者賠償リスク」項目における組合欄の△(従負担)の意味には、事業者・本組合どちらの責任でないケース、責任の所在が不明のケースにつきましては、貴組合との協議の結果より貴組合の負担行為についても含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	本事業に係るリスクについては、事業者が責任をもって対応することが基本となります。不可抗力、本組合に責任があることが明確な場合等、本組合が負担又は協議により定めるとしている場合以外のリスクは、全て事業者の負担となります。
35.	37	別表 1	リスク 分担表	共通	物価変動リスク	「本件施設の供用開始前のインフレ又はデフレ」項目における事業者欄の△(従負担)の意味とは、「建設工事請負契約書第 25 条 2 項」にて規定されている差額のうち変動前残工事代金額の 1000 分の 15 以内の変動差額については受注者が負担することを指すと理解してよろしいでしょうか	「本件施設の供用開始前のインフレ又はデフレ」時の対応等については、建設工事請負契約書(案)にあるとおりです。

【入札説明書】

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内 容	回 答
36.	37	別表 1	リスク 分担表	共通	物価変動リスク	「本件施設の供用開始後のインフレ又はデフレ」項目における事業者欄の△(従負担)の意味とは、「運転管理業務委託契約書第 39 条」及び「別紙 3-4-(2)改訂の条件」にて規定されている改定前後の±1.5%以内の変動については受注者が負担することを指すと理解してよろしいでしょうか	「本件施設の供用開始後のインフレ又はデフレ」時の対応等については、運転管理業務委託契約書(案)にあるとおりです。
37.	37	別表 1	リスク 分担表	共通	事故の発生リスク	事業者の主分担となっていますが、事業者がコントロールできないリスクまで分担することになりますので、事業者がリスク分担するのは事業者に帰責事由が有る場合との理解でよろしいでしょうか。	本事業に係るリスクについては、事業者が責任をもって対応することが原則となります。不可抗力、本組合に責任があることが明確な場合等、本組合が負担又は協議により定めるとしている場合以外のリスクは、全て事業者の負担となります。
38.	37	別表 1	リスク 分担表	共通	不可抗力リスク	「不可抗力リスク」項目における事業者欄の△(従負担)の意味とは、建設工事においては、「建設工事請負契約書第 29 条 4 項」及び「6 項」に規定されている損害合計額の内、請負金額の 100 分の 1 以内の額を負担することを指すと理解してよろしいでしょうか。また、運転管理業務においては、運転管理業務委託契約書第 43 条及び別紙 4 に規定された受注者の費用負担等を指すと理解してよろしいでしょうか。	「不可抗力リスク」への対応等については、建設工事請負契約書(案)及び運転管理業務委託契約書(案)にあるとおりです。
39.	37	別表 1	リスク 分担表	設計段階	建設着工遅延リスク	「上記以外の要因によるもの」が事業者の主分担となっていますが、事業者がコントロールできないリスクまで分担することになりますので、事業者がリスク分担するのは事業者に帰責事由が有る場合との理解でよろしいでしょうか。	本事業に係るリスクについては、事業者が責任をもって対応することが原則となります。不可抗力、本組合に責任があることが明確な場合等、本組合が負担又は協議により定めるとしている場合以外のリスクは、全て事業者の負担となります。

【入札説明書】

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内 容	回 答
40.	37	別表 1	リスク 分担表	建設段 階	工事費増大リ スク	「上記以外の要因による工事費の増大」が事業者の主分担となっていますが、事業者がコントロールできないリスクまで分担することになりますので、事業者がリスク分担するのは事業者に帰責事由が有る場合との理解でよろしいでしょうか。	本事業に係るリスクについては、事業者が責任をもって対応することが原則となります。不可抗力、本組合に責任があることが明確な場合等、本組合が負担又は協議により定めるとしている場合以外のリスクは、全て事業者の負担となります。
41.	37	別表 1	リスク 分担表	建設段 階	工事遅延リス ク	「上記以外の要因による工事遅延及び未完工による施設の供用開始の遅延」が事業者の主分担となっていますが、事業者がコントロールできないリスクまで分担することになりますので、事業者がリスク分担するのは事業者に帰責事由が有る場合との理解でよろしいでしょうか。	本事業に係るリスクについては、事業者が責任をもって対応することが原則となります。不可抗力、本組合に責任があることが明確な場合等、本組合が負担又は協議により定めるとしている場合以外のリスクは、全て事業者の負担となります。
42.	37	別表 1	リスク 分担表	建設段 階	一般的損害リス ク	事業者の主分担となっていますが、事業者がコントロールできないリスクまで分担することになりますので、事業者がリスク分担するのは事業者に帰責事由が有る場合との理解でよろしいでしょうか。	本事業に係るリスクについては、事業者が責任をもって対応することが原則となります。不可抗力、本組合に責任があることが明確な場合等、本組合が負担又は協議により定めるとしている場合以外のリスクは、全て事業者の負担となります。
43.	37	別表 1	リスク 分担表	運転管 理段階	処理対象物の 質の変動リス ク	「処理対象物の質の変動に起因する費用上昇、事故等」項目における事業者欄の△(従負担)の意味とは、「運転管理業務委託契約書第 37 条 1 項」に規定されている要求水準書等に定める性状の範囲内にとどまっている場合における増加費用を負担することを指すと理解してよろしいでしょうか。	「処理対象物の質の変動に起因する費用上昇、事故等」への対応等については、運転管理業務委託契約書(案)等にあるとおりです。
44.	37	別表 1	リスク 分担表	運転管 理段階	処理対象物の 量の変動リス ク	「処理対象物の量の変動に起因する費用上昇、事故等」項目における事業者欄の△(従負担)の意味についてご教示願います。	運転管理業務委託契約書(案)等にあるとおりです。

【入札説明書】

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内 容	回 答
45.	37	別表 1	リスク 分担表	運転管 理段階	施設の性能確 保リスク	事業者の主分担となっていますが、事業者がコントロールできないリスクまで分担することになりますので、事業者がリスク分担するのは事業者に帰責事由が有る場合との理解でよろしいでしょうか。	本事業に係るリスクについては、事業者が責任をもって対応することが原則となります。不可抗力、本組合に責任があることが明確な場合等、本組合が負担又は協議により定めるとしている場合以外のリスクは、全て事業者の負担となります。

2. 要求水準書【設計・建設業務編】に対する質問

【要求水準書【設計・建設業務編】】

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内 容	回 答
1.	2	第1章	第1節	1.	一般概要	整備後の汚泥再生処理センターの安全性及び運営維持管理の容易性がより向上する搬入車両動線計画等についてご提案することは可能でしょうか。	他の要求水準項目等を充足した提案であれば可とします。 ただし、現有施設の運転等に支障が出ない範囲とします。
2.	2	第1章	第1節	6.	敷地面積	「約 3,000 m ² （工事範囲（施工における山留、足場範囲等を含む）として）」と記載がありますが、建物配置を考慮すると、工事範囲が狭いため、工事範囲を、建築物範囲と考え施工における山留、足場範囲等は含まれないとの考えとできないでしょうか。	工事範囲には、施工における山留、足場範囲等も含まれます。
3.	2	第1章	第1節	6.	敷地面積	「約 3,000 m ² （工事範囲（施工における山留、足場範囲等を含む）として）」と記載がありますが、計画通知の敷地範囲、面積をご教授ください。計画通知に必要な直近の計画通知書類（副本）、敷地求積図、既設建物リストは整備されているものと考えてよろしいでしょうか。	建築確認申請の敷地面積等は、審査機関との協議によります。 直近の建築確認申請（副本）については所有しており、また、字ごとの敷地求積図及び既設建物リストについては把握しています。
4.	2	第1章	第1節	6.	敷地面積	工事中の作業性や既設関係車両動線の安全性がより向上し、工事の良質な品質及び安定した進捗が確保可能な仮設計画等をご提案することは可能でしょうか。	他の要求水準項目等を充足した提案であれば可とします。 ただし、現有施設の運転等に支障が出ない範囲とします。
5.	5	第1章	第2節	5. 設備概要 1) (1)	受入貯留設備	沈砂除去装置について、沈砂の自動吸引および洗浄・水切までを自動で行い、搬出時は防臭型のコンテナに収納して、別途揚重装置によりトラックに積み込むことが、設備をコンパクトにし、より衛生的な作業が可能と考えますがよろしいでしょうか。	可とします。なお、左記記載の装置を含め、必要な装置類は具備し、仕様を提案してください。
6.	5	第1章	第2節	5. 設備概要 2) ケース2 (4)	主処理設備	「除渣後」ではなく、「前凝集分離後」と理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。「前凝集分離後」に訂正します。

【要求水準書【設計・建設業務編】】

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内 容	回 答
7.	6	第 1 章	第 2 節	6. 2)	都市計画事項	「汚物処理場として都市決定済み」とありますが、都市決定した土地は添付資料 05 の汚泥再生処理センター建設予定エリアか添付資料 03 の工事範囲（赤枠内）のどちらであるかご教示願います。	（追加資料）添付資料 46 都市計画図を参照してください。
8.	9	第 1 章	第 5 節	—	経費分担 2)	性能保証事項を確認するための各分析データは、運転管理業務で測定したデータを確認することによろしいでしょうか。	可とします。
9.	9	第 1 章	第 5 節	—	経費分担 2)	引渡し後の 3 年間に行う定期点検(1 回/年、計 3 回)の点検内容について具体的にご教示願います。 (点検範囲と内容、実施体制、必要な資格等)	第三者による精密機能検査と同程度のものを想定しています。 なお、この間に運営事業者が実施すべき機能検査及び精密機能検査と兼ねることも可とします。
10.	22	第 1 章	第 11 節	1.	関係法令等の 遵守 35), 36), 37)	福島県土木工事設計要領、土木工事共通仕様書、建築・設備工事共通仕様書について、適用箇所が本要求水準書の記載内容と重複する場合の優先順位についてご教示願います。	重複する場合は、要求水準書を優先としてください。
11.	23	第 1 章	第 11 節	3.	許認可申請	関係官庁への各種認可申請手数料は、本組合様負担との理解でよろしいでしょうか。	各種許認可申請手数料は本組合負担ですが、図書作成及びその手続きは、受注者が行ってください。
12.	25	第 2 章	第 3 節	2.	各設備の運転 時間	運転時間の変更は不可とありますが、資源化設備について無人での自動運転が可能な設備とした場合、運転時間を例えば 10 時間とする事は可能でしょうか。弊社では無人運転で 24 時間連続運転の実績があります。	不可とします。
13.	25	第 2 章	第 4 節	—	プロセス用水	「井水を使用する場合、井戸及び関連装置は原則として新設する」と記載がありますが、既設井戸を調査の上、問題がなければ整備の上流用としてもよろしいでしょうか。	現有施設の運転等に支障がないよう必要な調査等を行ったうえで、受注者の責任において施工することを条件として、可とします。

【要求水準書【設計・建設業務編】】

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内 容	回 答
14.	26	第 2 章	第 5 節	—	処理対象物の性状	施設の設計計算に用いる処理対象物の性状値は、「入札説明書 P37 別表 1 リスク分担表 運転管理段階 処理対象物の質の変動リスク」における費用上昇等算定の基準となるため、「汚泥再生処理センター等施設整備の計画・設計要領 2006 年改訂版」より引用された性状値とするものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
15.	35	第 3 章	第 1 節	2.	ブロワ類 3)	送風先別の流量計について、オリフィス式の流量計を設け現場確認ができるものと考えてよろしいでしょうか。	可とします。
16.	35	第 3 章	第 1 節	2.	ブロワ類 3)	風量計について、現場指示を行うものと考えてよろしいでしょうか。	可とします。
17.	37	第 3 章	第 1 節	6. 薬品 タンク 類	6-1 液状薬品 類 5)	電子式液位伝送器等は型式を問わず提案でよろしいでしょうか。	可とします。
18.	39	第 3 章	第 1 節	9.	その他 7)	「7」機械基礎の鉄筋は機器の種別、運転状態等により適切なものとし、原則として床スラブ差筋に溶接すること。」とありますが、機械基礎の鉄筋は、スラブ筋に結束することとの考えでもよろしいでしょうか。	要求水準どおりとしてください。
19.	42	第 4 章	第 1 節	1.	1-2 受入室 2)形状	4 台投入可能とありますが、何 t 車を想定すればよろしいでしょうか。	3.6kL 車を想定してください。
20.	43	第 4 章	第 1 節	1. 受入 設備	1-4 受入口	受入口の設置位置はバキューム車の進行方向に対して右側、左側どちらがよろしいでしょうか。	安全性を十分に考慮したうえで、提案してください。
21.	44	第 4 章	第 1 節	1. 受入 設備	1-5 沈砂槽	第 4 章の P44 以降の水槽で「②槽内は防水・防食施工すること」との記載ありますが、防水は躯体防水で確保できるものと考え、防食仕様は P115「下水道コンクリート構造物の腐食抑制技術及び防食技術マニュアル」に準拠するものを採用するものとの考えでよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

【要求水準書【設計・建設業務編】】

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内 容	回 答
22.	44	第 4 章	第 1 節	1. 受入設備	1-5 沈砂槽 5) 構造等 ①	「前処理設備内で・・・」とありますが、前処理設備とは第 4 章第 1 節受入・貯留設備（P41～P53）全体と理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。なお、沈砂槽の有効容量は、砂類除去 100%に対応できるものとしてください。
23.	45	第 4 章	第 1 節	2. 沈砂除去装置	2-2 真空ブロワ又は真空ポンプ	真空ポンプは搬入のバキューム車で利用されているものを採用する考えです。よろしいでしょうか。	耐久性、維持管理性等が要求水準同等以上であれば可とします。
24.	46	第 4 章	第 1 節	3. きょう雑物除去設備	3-1 破碎装置	運転終了後の自動洗浄について、自動洗浄に必要な破碎装置の吸込み弁、用水弁等も自動弁を設け、自動洗浄が可能にするものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
25.	51	第 4 章	第 1 節	5. 貯留槽	5-3 投入ポンプ	必要能力として、除砂後のし尿及び浄化槽汚泥を 24 時間均等に投入できること。とありますが、間欠投入してはいけないという認識でよろしいでしょうか。	可とします。
26.	52	第 4 章	第 1 節	5. 貯留槽	5-4 予備貯留槽(1)、(2)	浄化槽汚泥対応型で計画する場合、分離液貯留槽容量を貯留槽と合わせ計画処理量の 7 日分とする御指示であることから、予備貯留槽は不要としてもよろしいでしょうか。	可とします。
27.	52	第 4 章	第 1 節	5. 貯留槽	5-6 予備貯留槽用投入ポンプ	貯留槽清掃時においても予備貯留槽内貯留液を投入ポンプにより投入可能な運転方法とした場合、予備貯留槽用投入ポンプは設置不要と考えてもよろしいでしょうか。	可とします。なお、予備貯留槽の役割（収集変動への対応、性状の均質化等）に留意して設計してください。
28.	55	第 4 章	第 2 節	3. 攪拌・曝気装置	3-2 3-2-2 攪拌装置	攪拌装置について、設置する水槽を空にすることなく装置を吊り上げてメンテナンスをできる構造が必要と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
29.	56	第 4 章	第 2 節	4. pH 調整装置	4-1 アルカリ注入ポンプ	Y型ストレーナについて、ポンプと 1:1 で設置またはタンクからの吸込み管に設置のどちらを考えればよろしいでしょうか。	両者とも可とします。
30.	63	第 4 章	第 2 節	8. 固液分離装置	8-8 余剰汚泥引抜ポンプ	返送汚泥ポンプと余剰汚泥引抜ポンプの交互利用基について共通としてもよろしいでしょうか。	可とします。

【要求水準書【設計・建設業務編】】

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内 容	回 答
31.	63	第 4 章	第 2 節	8. 固液分離装置	8-8 余剰汚泥引抜ポンプ	返送汚泥配管の自動バルブ切替によって余剰汚泥引抜量を制御可能な場合、本ポンプは不要と考えてよろしいでしょうか。	確実に流量制御できることを前提として、可とします。
32.	64	第 4 章	第 3 節	1. 凝集膜分離	1-1 混和槽	第 4 章の P64 以降の水槽で「①槽内は防水かつ耐酸耐アルカリ施工すること」との記載ありますが、防水は躯体防水で確保できるものと考え、① P115 記載の 3) 防食工事の記載内容は適用されないとなりますでしょうか。もしくは、② P116 記載の〈防食施工（Ⅲ）〉の仕様と読み替えるものとの考えとなりますでしょうか。	防食工事は行ってください。p.115 では、高度処理関係水槽、消毒槽等は防食施工（Ⅱ）としています。
33.	66	第 4 章	第 3 節	1. 凝集膜分離	1-6 凝集沈殿槽汚泥掻寄機	凝集沈殿槽汚泥掻き寄せ機について、SUS-TP に塗装は不要でしょうか。	耐久性向上に有効な仕様であれば、提案してください。
34.	73	第 4 章	第 3 節	3. 活性炭吸着設備	3-2 活性炭原水ポンプ 3-5 活性炭洗浄ポンプ	活性炭原水ポンプ、活性炭洗浄ポンプは耐食性を考慮した型式・主要材質を提案してもよろしいでしょうか。	耐食性、維持管理性等が同等以上であれば可とします。
35.	74	第 4 章	第 3 節	3. 活性炭吸着設備	3-6) 3-6-1 新炭供給槽 2) 設計条件	新炭供給槽容量については、活性炭交換方法により適宜設定してもよろしいでしょうか。	可とします。
36.	78	第 4 章	第 5 節	3. 汚泥貯留設備	3-4 汚泥貯留槽ポンプ攪拌装置	汚泥貯留槽を空気攪拌にて行う場合、ポンプ攪拌装置はスカム破碎の用途として使用するものとし、これに伴う適切な流速を確保することで選定を行ってもよろしいでしょうか。	可とします。
37.	78	第 4 章	第 5 節	4. 汚泥脱水設備	4-1 汚泥供給ポンプ	型式について、インバータによる PID 制御によって流量調整を行う場合、軸ねじポンプ以外の型式を採用しても宜しいでしょうか。PID 方式によるインバータ制御にて流量調整を行う場合、軸ねじポンプ以外の型式を採用してもよろしいでしょうか。	可とします。

【要求水準書【設計・建設業務編】】

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内 容	回 答
38.	79	第 4 章	第 5 節	4. 汚泥脱水設備	4-4 汚泥脱水機 4-4-1 汚泥濃縮装置 1)	汚泥濃縮装置について、設置する場合の型式は P. 41 冒頭の記載に則り、各社提案可能と考えます。よろしいでしょうか。	可とします。なお、設備仕様は、要求水準書に記載されている類似設備の仕様に準じて記載してください。
39.	79	第 4 章	第 5 節	4. 汚泥脱水設備	4-4 汚泥脱水機 4-4-1 汚泥濃縮装置	「高温高压水による自動洗浄装置を設ける」と記載がありますが、目詰まりに強く、油分除去が可能でセルフクリーニング機構を搭載した濃縮装置を選定した場合、自動洗浄装置は不要としてよろしいでしょうか。	耐久性、維持管理性等が同等以上であることを条件として、可とします。
40.	80	第 4 章	第 5 節	4. 汚泥脱水設備	4-5 汚泥脱水機	付属機器として、「高温高压洗浄装置」と記載がありますが、前段に油分除去が可能な濃縮装置を選定した場合、高温による洗浄は不要と考えます。高压水による自動洗浄が可能なものとするのでよろしいでしょうか。	耐久性、維持管理性等が同等以上であることを条件として、可とします。
41.	86	第 5 章	第 3 節	—	資源化設備	ケース 2：浄化対応における資源化設備の計画ですが、直近 3 年間の性状分析結果（添付資料 10）の測定回数は 1 回/月となっているため、性状変動リスクは高いものと思われます。したがって発生汚泥量の算出には「汚泥再生処理センター等施設整備の計画・設計要領 2006 年改訂版」より引用された性状値を用い、安全側で計画するものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおり。
42.	101	第 6 章	—	5.	室内配置等 3)	活性炭の交換方法等によりホイストレール以外の交換用設備をご提案してもよろしいでしょうか。	可とします。なお、要求水準同等以上であることも明示してください。
43.	103	第 7 章	—	1. プロセス用水設備	1-2 受水槽	「槽内は防水施工すること」とあり、防水施工と記載の水槽は無機質浸透性塗布防水同等品以上の仕様とし、防食性能は不要との考えでよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

【要求水準書【設計・建設業務編】】

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内 容	回 答
44.	105	第 7 章	—	3.	3-2 放流ポンプ 7) 構造等 ②	放流水の東側水路における放流場所については、自由に設定できるものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 ただし、現有施設の運転、今後予定される現有施設の解体等に支障が出ないよう留意してください。
45.	109	第 8 章	第 1 節	1.	1-3 構造計画	杭基礎とする場合は、水槽部と同様に土木構造物として扱い設計すると理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
46.	111	第 8 章	第 1 節	1. 設計方針	1-5 1-5-2 管理部	「9) 書庫は造り付け棚を設け、耐火構造仕様とすること」との記載がありますが、記載の書庫とは本組合用の書庫が対象となるものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
47.	115	第 8 章	第 1 節	2.	2-8 3) 防食工事 (4)	水槽内の点検はマンホールから目視確認できる範囲と考えてよろしいでしょうか。	槽内清掃を行う水槽については、槽内洗浄後に水槽内点検を実施してください。 槽内清掃を行わない水槽については、マンホール等開口部からの目視点検でも可としますが、点検前に可能な限り水槽天井、壁等を水洗いによりきれいにしてから実施してください。
48.	115	第 8 章	第 1 節	2. 土木建築工事	2-8 防水、防食工事 (6)	「原則として、コンクリート防食賠償責任保険（日本コンクリート防食協会）に加入すること。」との記載がありますが、ご提案できる防食仕様が限られてしまいますので、加入条件を不要とできませんでしょうか。	「原則として」を「必要に応じて」に訂正し、加入は受注者が判断できるものとします。なお、保険加入の有無にかかわらず、防食の確実な施工及び自主検査を行い、工事完了後に防食の施工かしが発生又は確認された場合には、かし検査、補修等のスムーズな実施をお願いします。
49.	117	第 8 章	第 1 節	2.	2-12 内部仕上げ 1)	備品類としては、添付資料 06 の備考欄に記載の物品以外は、別途工事と理解してよろしいでしょうか。	添付資料 06 に示すものは（案）なので、必要なものを提案してください。
50.	118	第 8 章	第 1 節	2.	2-13 外部仕上げ 1) (1)	屋根形状は安全対策、雪対策および景観条例に配慮すれば、陸屋根および傾斜屋根の指定は無いものと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

【要求水準書【設計・建設業務編】】

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内 容	回 答
51.	121	第 8 章	第 1 節	3. 建築設備	3-6 衛生設備 1)	「処理部便所は、1 階に収集業者・作業員兼用」との記載がありますが、受入室に近接して設けるものとの考えでよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
52.	121	第 8 章	第 1 節	3.	3-6 衛生設備 2)	「管理部便所は、1 階と 2 階は同構成とし、多機能トイレ、・・・」とありますが、P110 管理部の記載では、多機能トイレは 1 階のみ設ける計画のように読み取れます。多機能トイレは、1 階及び 2 階の両方に設けるとものと理解してよろしいでしょうか。	「1 階と 2 階は同構成とし、多機能トイレ」を「1 階に多機能トイレを設置し」に訂正します。
53.	125	第 8 章	第 2 節	3.	配管支持材 11)	支持材料について、SUS 製との記載があります。この場合サポート自体が耐食性を有することから、根巻は不要と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
54.	131	第 8 章	第 3 節	2.	2-2 4) 特記事項 (2)	「低圧進相コンデンサの回路は、単独に設けるとともに 3 分割以上…」とありますが、低圧母線に 3 バンク以上の進相コンデンサを設置する以外に、個々の負荷に単独で設置する必要の有無をご教示願います。	低圧母線に設置すれば個々の負荷単独に設置する必要はありません。
55.	131	第 8 章	第 3 節	2.	2-2 4) 特記事項 (4)	「真空遮断器は引出型」とありますが、2-3 受変電盤 1) では固定型である JEM 1425CX と記載されています。どちらが正かご教示願います。	固定型を正とし、引出型の記載について訂正します。
56.	142	第 8 章	第 4 節	—	監視計装制御設備	「監視制御装置は、中央監視分散制御方式又は PLC 計装方式…」とありますが、P145、P146 には分散形プロセスコントロールステーションとあり DCS の採用を示唆する記載があります。施設規模から PLC 計装の採用が可能と考えますので、分散形プロセスコントロールステーションではなく、汎用コントローラ (PLC) を採用してもよろしいでしょうか。	可とします。

【要求水準書【設計・建設業務編】】

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内 容	回 答
57.	143	第 8 章	第 4 節	2.	中央監視盤	中央監視盤と P145 9. 情報処理装置は同様の機器と思われますが、情報処理用パソコンを用いた監視装置の他、指示計器を装備した監視盤(計器盤)のようなものが別途必要でしょうか。	自動制御装置、監視制御装置、モニター等中央監視に必要な機器を配置できるものであれば、監視盤の設置は不要です。
58.	145	第 8 章	第 4 節	9.	9-1 機器構成 3), 4)	ハードコピー及び作表プリンタとメッセージプリンタはライフサイクルコストの低減を図るため、共通で 1 台としてもよろしいでしょうか。	可とします。
59.	148	第 9 章	第 2 節	—	既存構造物撤去工事 1)	添付資料に記載の解体撤去範囲には、アスベスト等の有害物質は含まれていないと理解してよろしいでしょうか。また、含まれていた場合には、撤去費用は掘削土と同様に組合殿の所掌でよろしいでしょうか。	アスベスト等の有害物質は含まれていないと考えています。なお、含まれていた場合の追加費用については、本組合が負担します。
60.	149	第 9 章	第 3 節	2.	2-2 工具	「処理棟各階に各階専用の工具・物品格納庫を設置」とありますが、P110 では、「工具・備品格納庫（1 階※）、倉庫(各階)」と記載されています。どちらを正とすればよいかご教示願います。	要求水準書【設計・建設業務編】「第 8 章 第 1 節 1. 1-5-1 1)」の記載を正とし、「処理等各階に各階専用の」を「処理棟に」に訂正します。

3. 要求水準書【運転管理業務編】に対する質問

【要求水準書【運転管理業務編】】

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内 容	回 答
1.	3	第2章	第2節	1.	計画処理量	各年度の計画処理量が提示されておりますが、不測数量の搬入があった場合は、貴組合と協力して対応するとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2.	4	第2章	第2節	3.	各設備の運転時間	「各設備の運転時間の変更は不可」とありますが、搬入状況や処理状況が変化した場合は、受入・貯留設備、資源化設備の運転時間の変更は可能と考えてよろしいでしょうか。	設計条件としては「各設備の運転時間の変更は不可」とします。運転管理業務で、搬入状況、処理状況等が変化した場合には、本組合と協議し、本組合の承諾を得たうえで運転時間変更を可とします。
3.	4	第2章	第2節	3.	各設備の運転時間	「運転時間の変更は不可とする」とありますが、搬入量・処理量過多時の時間延長による対応は認められるのでしょうか。	【要求水準書【運転管理業務編】】質問 No. 2を参照してください。
4.	11	第2章	第9節	—	関係官公庁等申請への協力	「運転管理に伴い本組合が行う関係官公庁等への申請等に全面的に協力」とありますが、どのような内容を想定されていますでしょうか。また、「運営事業者の負担とする」費用はどの程度を想定されていますでしょうか。	現時点で、具体的に想定しているものはありません。
5.	11	第2章	第13節	—	マニュアル、計画書等の作成	運営事業者が作成するよう定められている各業務のマニュアル及び計画書並びにそのリストとは、具体的にどのようなものかご教示願います。	要求水準書【運転管理業務編】に規定するものです。具体的な内容については、落札者決定後、本組合との協議により決定するものとします。
6.	13	第2章	第13節	3.	業務計画書（業務実施計画書）	業務計画書に含むべき内容として「見学者対応要領・体制」及び「議会・住民対応要領・体制」とありますが、本業務は貴組合のサポート及び支援等となるため、業務計画については不要と考えますがいかがでしょうか。	原文のままとします。
7.	14	第2章	第13節	4.	業務報告書	「年俸」は、「年報」と読み替えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。「年報」に訂正します。
8.	15	第3章	第2節	—	有資格者の配置 2)	「し尿処理施設又は汚泥再生処理センターの運転管理の経験を有する技術者を・・・」とありますが、運転管理の経験年数に最低年数等の制限はあるのでしょうか。	1年以上の運転管理の経験としてください。

【要求水準書【運転管理業務編】】

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内 容	回 答
9.	15	第3章	第2節	—	有資格者の配置 2)	「運転管理開始後、3年間以上配置する。」とありますが、病気や退職等の事由により継続して配置することが困難となった場合、要求水準書記載の資格・経験を満たすものであれば、交代は可能と考えてよろしいでしょうか。	【入札説明書】質問 No. 20 を参照してください。
10.	15	第3章	第2節	—	有資格者の配置 3)	運営事業者の「責務を達成するために必要な資格者を配置すること」とありますが、最低限必要な資格は、様式第9号-6に記載されている資格と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
11.	15	第3章	第2節	—	有資格者の配置 4)	「運営事業者は、1)～3)に掲げる要件を満たす者を専任で配置し、かつ本件施設の運転管理開始前の準備期間から運転習熟訓練に参加させ」とありますが、その期間の人件費は固定費iのa人件費の平成33年度に計上してよろしいでしょうか。	運転管理開始前の試運転及び運転習熟訓練費用は、全て建設工事費としてください。
12.	15	第3章	第2節	—	有資格者の配置 5)	「運営事業者は、第3種主任技術者を施設建設工事の着工前から配置し、」とありますが、受電直前からの配置とさせていただけないでしょうか。	電気事業法上の措置で主任技術者の配置は着工前のため、受電直前の配置は不可とします。
13.	15	第3章	第2節	—	有資格者の配置 5)	「運営事業者は、第3種電気主任技術者を施設建設工事の着工前から配置し、受電後から日常点検を実施させる」とありますが、第三者機関の電気保安協会等へ委託する事も可能と考えてよろしいでしょうか。	可とします。
14.	15	第3章	第2節	—	有資格者の配置 5)	第3種電気主任技術者は、専門業者へ再委託可能でしょうか。	可とします。
15.	15	第3章	第2節	—	有資格者の配置 5)	受電予定日をご教示願います。また、受電後、試運転開始前までは点検対象設備は無いものと考えます。みなし設置者届出時の対象設備はどのようにしたらよいかご教示願います。	受電予定日は提案してください。受電後の点検は届け出る保安規程に記載されている内容となります。対象設備は今回受電する設備の責任分界点以降すべての電気設備となります。

【要求水準書【運転管理業務編】】

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内 容	回 答
16.	15	第 3 章	第 2 節	—	有資格者の配置 5)	第 3 種電気主任技術者を施設建設工事の着工前から配置させる様に記載があります。 具体的な着工前配置時期をご教示下さい。 また、同技術者は外部委託として宜しいでしょうか。	前段の着工前配置時期については、【要求水準書【運転管理業務編】】質問 No. 12 を参照してください。 後段については、【要求水準書【運転管理業務編】】質問 No. 14 を参照してください。
17.	15	第 3 章	第 2 節	—	有資格者の配置 5)	電気主任技術者業務に係る費用は、本事業費に含まれているとの理解でよろしいでしょうか。 また、その費用は、設計・建設期間と運転管理期間に分けて計上するのでしょうか。	前段、後段ともにお見込みのとおりです。
18.	15	第 3 章	第 2 節	—	有資格者の配置 6)	運営事業者は、運転管理業務を運転管理企業に委託することになるため、有資格者の選任は運転管理企業より選任するとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
19.	17	第 4 章	第 1 節	1.	受付・計量	「車両誘導」を具体的にご提示下さい。	搬入車両等が所定の動線に従って安全に往来することができるよう必要な措置をとることを指します。 なお、搬入車両等が混雑している場合の誘導対応等を含みます。
20.	17	第 4 章	第 1 節	2.	計画処理量	「本件施設供用当初数年間は、時期的に処理能力を上回る処理対象物が搬入される」は、年間平均では処理能力を上回ることではないが、年間のある期間は処理能力を上回る搬入量があると理解して宜しいでしょうか。	処理能力は「計画平均処理量（365 日平均）×計画月最大変動係数」で計算されます。 ここで、計画月最大変動係数は「月間日平均処理量の最大値」÷365 日平均処理量」で計算されます。そのため、例えば月間日平均処理量が最大となる月は、「処理量＞処理能力」となる日が必ず存在します。 処理量は年々減少していますので、将来的には、すべての日が「処理量＜処理能力」となりますが、それまでの期間は「処理量＞処理能力」となる日も適切な処理をしてください。 なお、平成 28 年度の日別投入量実績については、添付資料 09 を参照してください。

【要求水準書【運転管理業務編】】

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内 容	回 答
21.	17	第4章	第1節	6.	性状分析等	表-1の「処理工程別水質」を除いた項目について、第三者機関による計量証明が必要とのことですが、実施時期については、運営事業者の計画書に基づくとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
22.	18	第4章	第1節	6.	性状分析等	表-1に示された「計量証明を要さない計測」の方法については、簡易測定など事業者提案としてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。なお、提案測定方法の妥当性（計量証明を要する場合の測定方法との測定結果の違い、近似性のとらえ方等）についての見解を業務計画書に記載してください。
23.	18	第4章	第1節	6.	性状分析等 表-1	「計量証明を要さない計測」の放流水の分析頻度が1回/日となっていますが、搬入日である月曜日から金曜日と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
24.	18	第4章	第1節	6.	性状分析等 表-1	「計量証明を要さない計測」の計測方法は吸光度計等による分析と判断してよろしいでしょうか。	提案測定方法の妥当性（計量証明を要する場合の測定方法との測定結果の違い、近似性のとらえ方等）についての見解を業務計画書に記載してください。
25.	18	第4章	第1節	7., 8., 9.	沈砂の取り扱い、し渣（きょう雑物）の取り扱い、助燃剤の取り扱い	「7. 沈砂の取り扱い」、「8. し渣（きょう雑物）の取り扱い」、「9. 助燃剤の取り扱い」において、p2に、「平成33年度から平成36年度：ごみ焼却処理施設の建設工事」とありますが、沈砂、し渣（きょう雑物）、助燃剤のそれぞれの受入条件（ピット投入、搬車規格、受入時間、受入曜日）はございますか。	ごみピットに投入可能な機能を有するもので、計量可能な大きさ（最大秤量20t以下）としてください。なお、臭気対策及び飛散防止に配慮してください。 また、搬入時間は、原則として平日の8時30分から12時及び13時から16時30分の間とします。
26.	18	第4章	第1節	7., 8., 9.	沈砂の取り扱い、し渣（きょう雑物）の取り扱い、助燃剤の取り扱い	沈砂、し渣、助燃剤を搬出する車両は運営事業者が選定するという認識でよろしいでしょうか。（車両の大きさ等）	お見込みのとおりです。

【要求水準書【運転管理業務編】】

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内 容	回 答
27.	18	第4章	第1節	7., 8., 9.	沈砂の取り扱い、し渣（きょう雑物）の取り扱い、助燃剤の取り扱い	「運営事業者の負担により運搬する」とありますが、運搬車両の手配も含むものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
28.	19	第4章	第1節	13.	災害発生時の協力	協力した際に発生した費用の扱いについては、事業者決定後の運転管理業務委託契約書締結前に詳細を協議するものと考えてよろしいでしょうか。	災害等の不可抗力による費用負担については、運転管理業務委託契約書（案）を参照してください。
29.	19	第4章	第1節	13.	災害発生時の協力	「雷接近時、・・・電気事故のおそれがある際には、自立運転に切り替える等、」とありますが、非常用発電機が要求仕様にならないため「自立運転」への切り替えは対象外と考えてよろしいでしょうか。	「また、雷接近時、暴風時など電気事故のおそれがある際には、自立運転に切り替える等、事故の防止に努めなければならない。」を削除します。
30.	19	第4章	第1節	14.	水槽清掃	清掃汚泥は産業廃棄物と考えて宜しいでしょうか。	一般廃棄物であると理解します。
31.	19	第4章	第1節	14.	水槽清掃	「清掃汚泥の運搬・処分」については、別途、三者契約を結ぶものと考えてよろしいでしょうか。	可とします。運搬体制については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、構築してください。なお、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の2第2項の規定に基づく業務委託における PFI 事業等の取扱いについて（平成28年3月30日付け環廃対発第16033010号）」に留意してください。
32.	20	第4章	第1節	15. 1) (2)	処理対象物の搬入計画管理	貴組合で作成する「搬入計画」を事前にご提示して頂けるものと考えてよろしいでしょうか。また、搬入状況・処理状況の変化による搬入計画の変更は、貴組合にて実施して頂けるものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。なお、計画に変更がある場合には本組合にて変更し、受注者に通知します。
33.	20	第4章	第1節	15.	本組合の業務 1)	「(4) 施設見学者への対応」において、既存施設への毎年の見学者実績人数をご教示願います。	現有施設においては、見学の対応を行っていません。

【要求水準書【運転管理業務編】】

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内 容	回 答
34.	20	第 4 章	第 1 節	15.	本組合の業務 1)	「(5) 運転管理業務委託料の支払い」において、御支払の頻度をご教示願います。（毎月、四半期毎等）	運転管理業務委託契約書（案）に記載しています。
35.	20	第 4 章	第 1 節	15.	本組合の業務 2)	運転管理期間における貴組合のモニタリング実施回数について、ご教示願います。	現時点で、本組合によるモニタリングの実施回数は想定していません。
36.	20	第 4 章	第 1 節	15. 2) (1)	運転管理時間	「本組合が行うモニタリングに対して、必要な協力を行う」とありますが、モニタリングの頻度をご教示願います。	現時点で、具体的に想定しているものではありません。
37.	20	第 4 章	第 1 節	15.	本組合の業務 2)	「⑭その他必要なモニタリング」において、貴組合に供するデータの必要項目があれば、ご教示願います。	現時点で、具体的に想定しているものではありません。
38.	21	第 4 章	第 2 節	3.	補修・更新	3 年に 1 度見直しにより、補修費用の総額は変更しない条件で、機器の劣化状況によって、内容の変更、年度間の移動が可能と考えてよろしいでしょうか。	本組合の承諾の得たうえで、可とします。なお、検討に必要な資料等の作成等は、受注者にて用意してください。
39.	21	第 4 章	第 2 節	3.	補修・更新	「長寿命化総合計画は、3 年に 1 度見直しを行う」とありますが、本事業は性能発注のため、必ずしも計画見直しが支払い金額の変動と連動しないものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
40.	22	第 4 章	第 2 節	5.	改良保全	改良保全に関する計画提案が有効と認められた場合は、発生した費用は清算頂けると考えてよろしいでしょうか。	提案を受けた時点で協議することとします。
41.	22	第 4 章	第 2 節	6.	機能検査、精密機能検査の実施 1)	運営事業者は、・・・運営対象施設の機能検査を毎年 1 回とありますが、運営事業会社が独自で行ってよろしいとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。なお、実施の時期、内容等については、本組合との協議によります。

【要求水準書【運転管理業務編】】

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内 容	回 答
42.	22	第4章	第2節	6.	機能検査、精密機能検査の実施 1)	「自らの費用負担により、運営対象施設の機能検査を毎年1回、第三者機関による精密機能検査を3年に1回以上実施する。」とありますが、第三者機関による精密機能検査実施年度は、毎年1回の機能検査は不要と考えてよろしいでしょうか。また、各検査の費用は、固定費Ⅲに、保守点検費用として計上すると考えてよろしいでしょうか。	前段、後段ともにお見込みのとおりです。
43.	22	第4章	第2節	7.	長寿命化総合計画の作成 4)	「作成した長寿命化総合計画に基づき補修・更新を実施」した場合、機器の劣化は減少するため、補修費用は減じますが、長寿命化対策費用とあわせての総額は変更しないものと考えてよろしいでしょうか。	契約金額の変更は原則としてないものと考えてください。
44.	22	第4章	第2節	8.	明渡し基準	貴組合の立会いのもとで実施する機能検査の実施時期をご教示願います。	明渡し基準における機能検査の実施時期は、基準運転管理期間最終年度になります。
45.	23	第4章	第2節	8.	明渡し基準	「15年目までの補修費の年平均額程度の水準の補修で、16年目以降においても安定的な稼働を継続できること」とありますが、一般的には経年劣化等により補修費は増加する事が必至であり、年平均額程度の水準の補修では無理が生じるため、16年目以降の補修費については事前にご提案させていただき協議させていただけるものと考えてよろしいでしょうか。	可とします。

【要求水準書【運転管理業務編】】

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内 容	回 答
46.	23	第 4 章	第 3 節	1.	環境保全基準	環境保全基準とは、「P5 第 2 章 第 3 節 施設の性能」に記載されている内容と考えてよろしいでしょうか。	「第 2 章 第 3 節 施設の性能」及び「第 2 章 第 4 節 汚泥等の処理及び資源化物の性能等」を環境保全基準の要求水準とします。なお、要求水準よりも厳しい環境保全基準を設定する場合は、「設計仕様書」に下記の内容を明記してください。 (環境保全項目ごと) ・提案基準 ・提案基準の位置づけ（性能保証値、目標値等） ・遵守状況の確認方法（測定方法、時期、頻度等） ・提案基準を達成できなかった場合の対応方法 ※他の入札提案書類と整合がとれるように記載してください。（例：提案基準を性能保証値とする場合は、入札説明書「第 1 1 章 3 (4) ウ (d)」に規定する設計仕様書の性能保証値変更、提案基準に則した設計等が必要になります。）
47.	23	第 4 章	第 3 節	3.	作業環境保全基準	作業環境保全基準とは、作業環境測定を想定しているのでしょうか。また、本件は焼却設備を附帯していないので、ダイオキシン類や粉塵については不要だと思います。どのような内容を想定されているかご教示願います。	臭気、照度等を想定しています。なお、具体的な内容については、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）その他の関係法令等に基づき、本組合との協議により決定します。
48.	24	第 4 章	第 4 節	5.	機器管理台帳の整備	電子データによる提出の必要がありますが、ソフトシステム一式での提出が求められますでしょうか。	一般的なソフトシステムで管理可能な形式で提出してください。
49.	25	第 4 章	第 5 節	1.	清掃	「降雪時の除雪」について、過去の除雪実績（頻度・回数・範囲）及び除雪に使用した機材等についてご教示願います。	積雪が概ね 30cm 以上となった場合に、搬出入及び施設の運転に支障が出ると見込まれる範囲について、ホイールローダーにて除雪を行っています。回数については、提示できる記録がありません。

【要求水準書【運転管理業務編】】

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内 容	回 答
50.	28	添付資料 1	業務及び経費分担表	運転管理	沈砂の積込・運搬・処分	運転管理項目において「沈砂の積込・運搬・処分」とありますが、「処分」については貴組合負担となるため、不要であると判断してよろしいでしょうか。また、「し渣」と「助燃剤」も同様に判断してもよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。沈砂、し渣及び助燃剤の「・処分」を削除します。
51.	28	添付資料 1	業務及び経費分担表	運転管理	沈砂の積込・運搬・処分	「沈砂の積込・運搬・処分」とありますが、「沈砂の積込・運搬」と読み替えてよろしいでしょうか。	【要求水準書【運転管理業務編】】質問 No. 50 を参照してください。
52.	28	添付資料 1	業務及び経費分担表	運転管理	し渣の積込・運搬・処分	「し渣の積込・運搬・処分」とありますが、「し渣の積込・運搬」と読み替えてよろしいでしょうか。	【要求水準書【運転管理業務編】】質問 No. 50 を参照してください。
53.	28	添付資料 1	業務及び経費分担表	運転管理	し渣の積込・運搬・処分	「助燃剤の積込・運搬・処分」とありますが、「助燃剤の積込・運搬」と読み替えてよろしいでしょうか。	【要求水準書【運転管理業務編】】質問 No. 50 を参照してください。
54.	29	添付資料 2	リスク分担表	共通	税制度変更リスク	事業者の利益に課される税制度の変更の具体例をご教示下さい。	所得税率の変更等を想定しています。
55.	29	添付資料 2	リスク分担表	共通	不可抗力リスク	想定される事業者の不可抗力のリスク負担を具体的に教示下さい。	建設工事請負契約書（案）第 1 条第 2 項第 4 号及び運転管理業務委託契約書（案）第 1 条第 4 項第 3 号を参照してください。
56.	29	添付資料 2	リスク分担表	運転管理段階	処理対象物の質の変動リスク	処理対象物の質の変動リスクの基準として、「P5 第 2 章 第 2 節 5. 処理対象物の性状」に記載された「汚泥再生処理センター等施設整備の計画・設計要領 2006 年改訂版」より引用された性状値とするものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
57.	29	添付資料 2	リスク分担表	運転管理段階	処理対象物の量の変動リスク	処理対象物の量の変動リスクの基準として、「P3 第 2 章 第 2 節 1. 計画処理量」に記載された量と判断してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

4. 落札者選定基準に対する質問

【落札者選定基準】

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内 容	回 答
1.	6	第5章	表1	1. (2)	公害防止対策	一般的に、放流水量の低減の手法で代表的なものに処理水の再利用があげられますが、処理水の再利用の利用が多くなるほど、塩類濃縮により機器や配管が腐食するリスク、周辺環境へのリスクが高まります。放流水量の低減に関する提案については、「汚泥再生処理センター等施設整備の計画・設計要領2006改訂版 社団法人全国都市清掃会議」の記載に則り、放流水量を処理原水量の1.5～3.0倍程度が好ましいと考えてよろしいでしょうか。	要求水準書【設計・建設業務編】「第2章 第6節 1 放流水水質等」において、放流水量は「計画処理量の〔1.5倍〕以下としています。

5. 様式集に対する質問

【様式集】

No.	様式番号	様式名称	項目名	内 容	回 答
1.	第 6 号 [2/3]	6 添付書類	—	添付書類の印鑑証明書や納税証明書、法人登記簿謄本は写しを提出することが可能と判断してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2.	様式第 6 号[2/3]	6 添付書類	—	印鑑証明書・納税証明書・法人登記簿謄本は写しで宜しいですか。また、市外業者の場合、納税証明書はその 3 の 3 のみと考えて宜しいでしょうか。	前段については、【様式集】質問 No. 1 を参照してください。 後段については、市外業者の場合、税未納がないことを証明できる書類を提出してください。
3.	第 9 号-3	入札説明書「第 5 章 1 (3) ウ (a)」に規定するし尿処理施設又は汚泥再生処理センターの運転実績	—	運転管理期間に条件は無いものという認識でよろしいでしょうか。	1 年以上の運転管理契約の実績としてください。
4.	第 9 号-5	入札説明書「第 5 章 1 (3) ウ (b)」に規定する・・・業務経験	—	業務実施期間は総括責任者の従事期間または運転管理業務の契約期間のどちらを記載すればよろしいでしょうか。	総括責任者の従事期間を記載してください。
5.	第 9 号-5	現場総括責任者の資格及び業務経験	—	運転業務の開始が平成 33 年 4 月と 3 年以上先であるため、総括責任候補者を複数名提出してもよろしいでしょうか。また、同等資格を保有した技術者の追加もしくは変更も可能と考えてよろしいでしょうか。	前段、後段ともに【入札説明書】質問 No. 20 を参照してください。
6.	第 9 号-6	配置予定者の資格	—	運転業務の開始が平成 33 年 4 月と 3 年以上先であるため、資格者を複数名提出してもよろしいでしょうか。また、同等資格を保有した技術者の追加もしくは変更も可能と考えてよろしいでしょうか。	【入札説明書】質問 No. 20 を参照してください。
7.	第 9 号-6	入札説明書「第 5 章 1 (3) ウ (d)」に規定する配置予定者の資格	—	(d)酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者で 2 名以上の配置とありますが、通常運転時にも 2 名以上の配置が必要でしょうか。	「2 名以上」を削除します。

【様式集】

No.	様式番号	様式名称	項目名	内 容	回 答
8.	第 9 号-6	入札説明書「第 5 章 1 (3) ウ (d)」に規定する配置予定者の資格	—	要求水準書には運営事業者が運転管理に必要な資格者を配置する事と記載されていますが、9 号-6 に記載の c～e の資格者の配置は必要でしょうか。	最低限必要なものとして記載しています。その他の技術者については、提案してください。
9.	第 15 号	技術提案書関連	記載要領-書式	フォントの大きさについて、フォントの大きさは 11 ポイント以上、脚注等は 9 ポイント以上とありますが、図表、絵、写真等に用いる文字につきましては任意という認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりですが、ルーペ等を用いずに、通常の視力で読める大きさとしてください。
10.	第 15 号	技術提案書関連	記載要領-提出方法	A4 縦ファイル一冊にまとめ、目次を付けとありますが、目次の書式は任意という認識でよろしいでしょうか。 また、「A4 縦ファイル一冊にまとめるもの」とありますが、様式第 15 号 (15-1～14) および、入札説明書 P. 25、第 11 章提出書類、3 入札提案書類に記載の施設設計図書、添付資料も合わせて一冊にまとめるものという認識でよろしいでしょうか。	前段については、お見込みのとおりです。後段については、【入札説明書】質問 No. 22 を参照してください。
11.	参考資料 2, 3, 7	価格内訳書	—	処理量当たりの変動費（単位：円/KL）の計算に用いる処理量は 15 年間を通して 211KL/日と考えて宜しいでしょうか。	変動分を考慮して、変動費を設定してください。

6. 基本協定書（案）に対する質問

【基本協定書（案）】

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内 容	回 答
1.	1	第 3 条	全般	—	運営事業者の 設立	SPC の事業年度について、任意に設定してもよろしいでしょうか。	事業年度は 4 月～3 月としてください。
2.	1	第 3 条	全般	—	運営事業者の 設立	SPC は株券不発行と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
3.	2	第 3 条	3	(2)	運営事業者の 設立	SPC の本店所在地を施設完成後に施設所在地に移転させることは可能でしょうか。	【入札説明書】質問 No. 10 を参照してください。
4.	2	第 3 条	3	(2)	運営事業者の 設立	建設工事期間中の営業事業者の本店所在地は構成市町村内に設立しますが、建設工事完了後の供用開始からは建設した施設内に営業事業者の本店を置いてもよろしいでしょうか。	【入札説明書】質問 No. 10 を参照してください。
5.	2	第 3 条	4	(2)	運営事業者の 設立	代表企業の出資比率は 50%以上とありますが、構成企業内の出資比率に関しては任意という認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
6.	2	第 3 条	7	—	運営事業者の 設立	予定されている担保権及び被担保債権の内容をご教示願います。	現時点で、予定しているものではありません。落札者決定後、契約交渉時の協議により決定します。
7.	5	第 10 条	2	—	有効期間	時の経過による情報の陳腐化の点から、契約終了後の秘密保持義務（11 条）の残存期間を一定（例えば 5 年程度）に限定して頂きたく存じます。	原案のままとします。
8.	5	第 11 条	2	—	秘密保持	秘密情報から除外される情報に、「開示を受けた当事者が相手方の秘密情報に依拠することなく独自に創出した情報」を追記して頂きたく存じます。	現時点では、原案のままとします。落札者決定後の協議によるものとします。

7. 基本契約書（案）に対する質問

【基本契約書（案）】

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内 容	回 答
1.	2	第7条	2	(1) イ	運営事業者の運営	運営事業者の本店所在地は、本事業敷地内としてもよろしいでしょうか。	【入札説明書】質問 No.10 を参照してください。
2.	2	第7条	2	(2)	運営事業者の運営	「資本金額を[金]円（事業者提案）」とありますが、資本金額を記載する様式を御教示願います。	（追加資料）添付資料 3-6 様式集 参考資料 8 に記載してください。なお、当該様式は、入札書等の参考資料として取扱い、提出してください。
3.	2	第7条	2	(2)	運営事業者の運営	運転管理業務の開始前までの間は、運営事業者の資本金額は構成企業の任意であるとの理解で間違いありませんでしょうか。	お見込みのとおりです。
4.	2	第7条	8	—	運営事業者の運営	財務諸表等に構成企業の秘密情報が含まれる場合は、公表の対象から除外する等のご配慮をいただけますでしょうか。	できるだけ配慮します。
5.	4	第12条	4	—	故障、事故等の発生時の対応	貴組合への報告等を速やかに行わない点につきやむを得ない事由がある場合は、運営事業者が債務不履行責任を負うものではないと理解してよろしいでしょうか。	契約書及び提出された計画・マニュアルで定められた期日より報告が遅れる場合は、債務不履行となります。報告を速やかに行えないと予想されるやむを得ない事由がある場合、具体的な事由とその対応をそれぞれ計画・マニュアル策定時に定め、組合の承認を得るようにしてください。
6.	4	第15条	1	—	運営事業者の損害賠償義務等の履行の保証	「構成企業は、運転管理業務委託契約書に基づく・・・・・・連帯して保証」とありますが、構成員は、【運転管理業務委託契約書（案）】の別紙 5 に記載の保険への加入については任意との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
7.	5	第18条	—	—	契約の不調	貴組合の責めに帰すべき事由に基づき、建設工事請負契約又は運転管理業務委託契約の締結に至らなかった場合、貴組合において受注者に発生した損害を賠償する旨、追記して頂きたく存じます。	原案のままとします。

【基本契約書（案）】

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内 容	回 答
8.	5	第 19 条	3	—	有効期間	「この基本契約の終了前の作為・不作為に基づきこの基本契約の終了後に発生したこの基本契約に基づく義務若しくは責任」とは、具体的にどのような義務、責任を想定されているのかご教示願います。	基本契約書に基づく義務若しくは責任です。
9.	9	別紙 2	—	—	—	「運営事業者への出資金額及び株主構成」は提案に委ねられているものと思料しますが、具体的に、どの様式に記載して提案すればよろしいでしょうか。	（追加資料）添付資料 3-6 様式集 参考資料 9 に記載してください。なお、当該様式は、入札書等の参考資料として取扱い、提出してください。
10.	10	別紙 3	—	—	—	【事業者提案により記載する】とありますが、具体的に、どの様式に記載して提案すればよろしいでしょうか。	施設計画図書として提出してください。 なお、入札説明書「第 11 章 3（4）ウ」に、下記項目を追加します。 「(g) 異常事態発生時における受注者の協議ルール」

8. 建設工事請負契約書（案）に対する質問

【建設工事請負契約書（案）】

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内 容	回 答
1.	1	第 1 条	2	(4)	総則	第 1 条第 2 項第 4 号及び第 2 9 条第 1 項に、重複して「不可抗力」についての定義が記載されておりますので、いずれかを削除して頂きたいと存じます。	定義は第 1 条第 2 項第 4 号のとおりです。第 29 条第 1 項では「不可抗力」を定義しているものではありません。
2.	3	第 3 条 の 2	2	(1)	設計	貴組合による判断までの期間が「当該判断に合理的に必要な日数内」とされておりますが、明確を期するため、具体的な期間を規定して頂きたいと存じます。	原案のままとします。提出された実施設計図書の内容によりますので、具体的な期日は規定できません。
3.	3	第 3 条 の 2	2	(1)	設計	所定の期間内に貴組合から修正の要求及び承諾の通知のいずれもない場合の取り扱いが規定されておりますが、業務の遅延を避けるため、受注者が実施設計図書を提出した後、所定の期間内に貴組合が正当な理由なく何らの通知も行わない場合は貴組合が当該実施設計図書の内容を承諾したものとみなす旨、追記して頂きたいと存じます。	原案のままとします。通知がないことをもって承諾とはみなしません。
4.	3	第 3 条 の 2	2	(1)	設計	契約設計図書(要求水準書【設計・建設業務編】第 1 章第 9 節第 1 項(1 4 頁))及び施工承諾申請図書(要求水準書【設計・建設業務編】第 1 章第 9 節第 3 項(1 6 頁))の承諾手続に関する規定を追記いただきたく存じます。また、これらについても上記同様、受注者が各図書を提出した後、所定の期間内に貴組合が正当な理由なく何らの通知も行わない場合は、貴組合が各図書の内容を承諾したものとみなすこととして頂きたいと存じます。	原案のままとします。第 1 条総則にあるとおり、契約内容には、要求水準書の内容も含まれます。 また、通知がないことをもって承諾とはみなしません。
5.	4	第 5 条 の 2	6		著作権の譲渡 等	貴組合が取得する、受注者が開発したプログラム及びデータベースの利用権の範囲につき、本事業の目的に限定して頂きたいと存じます。	原案のままとします。具体的には契約交渉時に協議します。

【建設工事請負契約書（案）】

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内 容	回 答
6.	7	第 11 条の 2	5	—	業務実施状況のモニタリング	受注者においてコントロールし得ない事情による未達成については、事業者の責任範囲から除外して頂きたいと考えておりますので、運転管理業務委託契約におけるモニタリング（同契約約款別紙 1 第 2 項（3）（b））と同様、当該未達成がやむを得ない事由に基づく場合は、第 4 項及び第 5 項は適用しない旨の追記をご検討いただきたく存じます。	受注者の責任範囲以外としているもの以外は、全て受注者の責任となります。契約書(案)等に記載されているもの以外に、具体的な「受注者においてコントロールし得ない事情」がある場合は、契約交渉時に協議となります。
7.	9	第 16 条	6	—	工事用地の確保等	貴組合の所有地上の施設の設計、施工を請負った受注者が、当該土地の維持保全に関する必要費や有益費を負担する理由はないものと考えておりますので、第 6 項は削除して頂きたいと存じます。	原案のままとします。
8.	11	第 19 条	4	—	設計変更	第 19 条第 4 項の規定は、第 18 条に基づき設計図書の変更が必要となる場合も適用対象に含むとのご趣旨でしょうか。仮にそのようなご趣旨であるとする、第 18 条第 1 項各号の事由によって従前の設計図書に基づく施工が不可能となった場合等においては、貴組合の承諾の有無にかかわらず、設計変更を行う必要があるものと考えておりますので、第 19 条第 4 項の適用対処からは除外して頂きたいと存じます。	原案のままとします。設計変更は事由に関係なく、組合との協議及び承諾が必要です。
9.	14	第 29 条	4	—	不可抗力による損害	本項の内容は「損害合計額のうち請負代金総額の 100 分の 1 と同額までは受注者が負担する事」と理解してよろしいでしょうか。その場合、受注者の負担があまりに過大になる恐れがありますので、「損害発生年度における出来高予定額の 100 分の 1 と同額までを受注者が負担する」とさせて頂く事は可能でしょうか。	原案のままとします。

【建設工事請負契約書（案）】

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内 容	回 答
10.	15	第 30 条	1	—	請負代金額の変更 に代える設計図書の変更	受注者が行う、技術提案書又は実施設計図書の変更にかかる費用は貴組合においてご負担頂けるものと理解で間違いありませんでしょうか。	「請負代金額の増額又は負担額の全部又は一部に代えて技術提案書又は実施設計図書を受注者に変更させることができる。」のであって、内容、費用負担については、その時点での協議によります。
11.	16	第 31 条	8	—	検査及び引渡し	受注者が、留置権及び同時履行の抗弁権を放棄するものとされておりますが、これら放棄を必要とする事情があればご教示願います。本事業において、かかる放棄の必要性がなければ、第 8 項は削除頂きたく存じます。	留置権及び同時履行の抗弁権を用いて、本組合の実施する検査を妨害されるのを防ぐためです。
12.	22	第 44 条の 2	1	—	性能保証責任	性能保証責任は受注者の債務不履行責任であることから、履行遅滞（第 4 5 条）の場合と同様、工事目的物の性能未達を受注者の責に帰すことのできない事由によって生じた場合は、受注者の責任範囲から除外して頂きたく存じます。	受注者の責任範囲以外としているもの以外は、全て受注者の責任となります。契約書(案)等に記載されている物以外に、具体的に責任範囲から除外を希望する事由がある場合は、契約交渉時に協議となります。
13.	22	第 45 条	2	—	履行遅滞の場合における損害金等	受注者に履行遅滞がある場合の遅延損害金につき、貴組合に履行遅滞がある場合（第 3 項）と同様、遅滞部分につき、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第 8 条第 1 項の規定に基づき、財務大臣が銀行の一般貸付利率を勘案して決定する率の割合で計算した額として頂きたく存じます。	原案のままとします。
14.	22	第 45 条	4、5	—	履行遅滞の場合における損害金等	不可抗力及び法令変更に基づく履行遅滞の場合は、受注者のコントロールし得ない事情によるものであるため、債務者の責めに帰すべき事由による遅滞の場合（第 1 項）と異なり、遅延損害金を発生させるべきものではないと考えております。 第 4 項及び第 5 項は削除頂きたく存じます。	第 45 条第 4 項及び第 5 項を削除します。

【建設工事請負契約書（案）】

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内 容	回 答
15.	22	第 45 条	4	—	履行遅滞の場合における損害金等	「不可抗力により受注者が…できない場合又は実施設計図書を…提出しない場合においては…」とはどのような状況を想定されているかご教示願います。また、P12 「21 条（受注者の請求による工期の延長）」において、「受注者の責めに帰すことのできない事由により工期内に工事等を完成することができないとき」は、発注者は必要と認められるとき工期の延長・請負代金の変更・費用の負担を行うとあります。この条文との整合性につきましてもご教示願います。	【建設工事請負契約書（案）】質問 No. 14 を参照してください。
16.	22	第 45 条	5	—	履行遅滞の場合における損害金等	「法令変更により受注者が…できない場合実施設計図書を…提出しない場合においては…」とはどのような状況を想定されているかご教示願います。また、P15 「29 条の 2(法令の変更)」の「1 項」及び「2 項」において記載されている法令変更による発注者の追加費用等の負担する条文との整合性につきましてもご教示願います。	【建設工事請負契約書】質問 No. 14 を参照してください。
17.	22	第 46 条	1	(6)	発注者の解除権	会社整理手続制度は、現在は設けられておりませんので、「， 整理開始」との記載を削除して頂きたく存じます。	「， 整理開始」を削除します。
18.	23	第 46 条の 2	1	柱書	談合その他不正行為による解除	基本協定書（6 条）、運転管理業務委託契約約款（51 条）と異なり、本事業の入札又は本事業に関するものに限らず、受注者が本事業とは関係なく各号に該当した場合も含めて解除及び違約金支払の対象とするのご趣旨でしょうか。	お見込みのとおりです。
19.	25	第 50 条	8	—	解除に伴う措置	第 49 条の規定による解除の場合の、第 4 項前段及び第 5 項前段に規定する措置の期限、方法等については、どのように定めるかを追記して頂きたく存じます。	第 46 条又は第 46 条の 2 の規定によるときと同じく発注者が定めることとします。

【建設工事請負契約書（案）】

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内 容	回 答
20.	25	第 50 条の 2	1	柱書	賠償の予約	「工事が完了した後も同様とする」とは、工事が完了した後、工事目的物の引渡前に受注者が第 46 条の 2 第 1 項各号の事由に該当した場合においても賠償金の支払義務を負うとのご趣旨でしょうか。それとも、工事目的物の引渡が完了した後に同事由に該当した場合も受注者の賠償責任が発生するとのご趣旨でしょうか。後者であれば、受注者の責任範囲として、不必要に広汎で無限定なものと思料いたしますので上記記載は削除して頂きたいと存じます。	工事が完了した後、工事目的物の引渡前に受注者が第 46 条の 2 第 1 項各号の事由に該当した場合においても賠償金の支払義務を負うとの趣旨です。
21.	27	第 54 条	1	—	資料、報告等	質問及び調査の前提として、その必要性があることをご説明頂きたく存じます。	この契約に基づく賠償金、損害金、違約金、遅延利息、過払金及び延滞金に関し、これらの債権の保全上必要があるときです。
22.	27	第 55 条	2	—	秘密保持	秘密情報から除外される情報に、「発注者又は受注者が正当な権限を有する第三者から、秘密保持義務を負うことなく受領した情報」及び「発注者又は受注者が相手方の秘密情報に依拠することなく独自に創出した情報」を追記して頂きたく存じます。	原案のままとします。個別の情報については「この契約に基づく秘密保持義務の対象としないことを書面により合意」してください。
23.	27	第 55 条	5	—	秘密保持	時の経過による情報の陳腐化の点から、契約終了後の秘密保持義務の残存期間を一定（例えば 5 年程度）に限定して頂きたく存じます。	原案のままとします。

9. 運転管理業務委託契約書（案）に対する質問

【運転管理業務委託契約書（案）】

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内 容	回 答
1.	2	第4条	1	—	契約保証金	各事業年度の開始日までに納付した保証金等の返還時期は、各事業年度の終了時であるものと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2.	3	第5条	6	—	業務遂行	「基準値」とは、要求水準書【運転管理業務編】第2章第3節記載の各数値を指すものと理解してよろしいでしょうか。	要求水準書等及び技術提案書に記載する基準値です。
3.	3	第5条	6	—	業務遂行	別紙1第2項（3）に記載のあるとおり、基準値の未達につきやむを得ない事由がある場合は、当該未達は受注者による債務不履行を構成するものではないと理解しておりますが、かかる理解で間違いありませんでしょうか。	お見込みのとおりです。なお、やむを得ない事由として合理性があると認めるかどうかは本組合との協議によります。
4.	3	第5条	7	—	業務遂行	提案に際して必要な条件となりますので、「発注者が締結する住民協定等」を具体的にご教示願います。	現時点で、具体的に想定しているものではありません。
5.	3	第5条	7	—	業務遂行	本事業は貴組合の事業として行われるものであることから、周辺住民への対応は貴組合において行って頂きたいと考えております。	原案のままとします。
6.	4	第10条	1	—	一括再委託等の禁止	「第三者」には構成企業及び構成企業間で結成した共同企業体は含まないとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。ただし、本組合は、運転管理業務について SPC とのみ契約し、構成企業及び共同企業体と直接契約することはありません。
7.	6	第18条	2	—	この契約と業務内容が一致しない場合の改善義務	貴組合の責めに帰すべき事由によって不適合が発生した場合、必要に応じて「運転管理期間・・・を変更するものと」するとされていますが、具体的にはどのような必要性に基づき、どのような変更を行うことを想定されているのでしょうか。	現時点で、具体的に想定しているものではありません。
8.	7	第20条	2	—	災害発生時等の協力	貴組合が負担するとされている「合理的な範囲の追加的費用」とは、具体的にはどのような範囲の費用の負担を考えておられるのでしょうか。	現時点で、具体的に想定しているものではありません。

【運転管理業務委託契約書（案）】

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内 容	回 答
9.	7	第 23 条	3	—	住民への対応	受注者の「住民への対応」は初期対応であり、貴組合へ報告後の対応につきましては、資料の作成支援等の協力を行う業務対応と理解してよろしいでしょうか。	原案のとおりです。特に初期対応、資料作成等に限定しません。
10.	8	第 26 条	1	—	試運転、予備性能試験及び引渡性能試験、教育訓練等	要求水準書には「予備性能試験」についての記載がありませんが、どの段階で行う、どのような内容の試験を指しておられるのでしょうか。	予備性能試験は行いませんので、「予備性能試験及び」を削除します。
11.	9	第 29 条	1	—	環境保全基準値の未達成	別紙 1 第 2 項（3）に記載のあるとおり、環境保全基準値の未達成がやむを得ない事由に基づく場合は、受注者は本件施設の補修、運転管理業務の改善等を行う義務を負わないものと理解してよろしいでしょうか。	別紙 1 では、やむを得ない事由に基づく場合「対象となる業務の中止又は停止等の変更を認め、再度の勧告の対象としない。」ことを定めているだけであり、施設の補修、運転管理業務の改善等を行う義務を免除するものではありません。
12.	10	第 33 条	4	—	異常事態への対応	本件施設が「計画外において」停止の状態に陥った場合とは、具体的にはどのような場合を想定されているのでしょうか。	現時点で、具体的に想定しているものではありません。計画において想定できたもの以外です。
13.	10	第 35 条	1	—	搬入管理	「目視検査等」とありますが目視以外の検査例等をご教示下さい。	目視検査以外に必要であれば、分析検査、検査機械を用いた検査等を行う必要があります。必要と考える検査を提案してください。
14.	10	第 35 条	1	—	搬入管理	受入設備において、常時目視検査等を行い処理不適物がないことを確認するのは困難であると思われますがいかがでしょうか。	常時の目視検査を求めるものではありません。運転管理を行う上で、また、プラント設備の故障などを防ぐために必要な頻度を提案してください。
15.	10	第 35 条	2	—	搬入管理	処理不適物を搬入した者に発注者が定める搬入基準について適切に指導とありますが、本業務は貴組合が実施する業務範囲と考えますが、いかがでしょうか。	発注者からも指導しますが、搬入管理は事業者の業務範囲ですので、不適物が確認された時は搬入者に直接指導してください。

【運転管理業務委託契約書（案）】

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内 容	回 答
16.	10	第 35 条	3	—	搬入管理	処理不適物の混入を原因としたプラント設備の故障等に関しましては、第 37 条 2 項の要求水準書等に定める性状の範囲を逸脱した処理対象物が搬入された場合と同等と考えますが、いかがでしょうか。	事業者には「善管注意義務」があります。「善管注意義務」の履行状況などと合わせて判断します。
17.	11	第 37 条	2	—	処理対象物の性状	特段の事情のない限り、貴組合において受注者の説明について同意して頂けるものと理解してよろしいでしょうか。	原案のとおり、発注者に対して「性状の範囲を逸脱した処理対象物の処理のために要した費用の増加分を受注者が合理的に説明」できることが条件です。
18.	11	第 38 条	2	—	運転管理業務委託料等の支払	本件施設の運転を停止した場合の運転管理業務委託料は、別紙 3 第 2 項記載の「運転管理料 A」（固定費 i ～ iii）から、停止によって受注者が支払いを免れた固定費を控除した金額であり、運転管理業務委託料 B（変動費）の支払は行われないと理解してよろしいでしょうか。	変動費は、処理量に応じて支払われますので、運転停止していれば処理もされていないので、支払いはありません。
19.	13	第 45 条	3	—	本件施設の改良保全	「当該新技術等の導入及び運転管理業務委託料の減額について協議する」とありますが、その新技術の導入が受注者からの提案であった場合はその導入費用及び対価の還元について貴組合と協議させていただけるものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。ただし、導入費用及び対価の還元が必要な場合、これを含めて運転管理業務委託料を低減(組合の支出の減額)できる場合に限ります。
20.	14	第 47 条	5	—	本事業終了時の明け渡し条件	「本事業終了後 24 カ月の間に、受注者の責めに帰すべき事由に起因する要求水準書の未達が発生した場合には、自己の責任に及び費用負担により改修等必要な対応を行う」とありますが、事業終了後、S P C は解散していると思われます。その場合は、どのような対応をお考えであるかご教示願います。	基本契約書第 15 条第 3 項のとおりです。

【運転管理業務委託契約書（案）】

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内 容	回 答
21.	14	第 47 条	2	—	本事業終了時の明け渡し条件	「基本性能」とは、要求水準書【運転管理業務編】第 4 章第 2 節第 8 項（22 頁）「明渡し基準」記載の各数値を指しているものと理解して間違いありませんでしょうか。これとは異なる場合は、「基本性能」の内容を具体的にご教示願います。	お見込みのとおりです。
22.	14	第 47 条	4	—	本事業終了時の明け渡し条件	全ての未達に関する責任を受注者が負うとすると、受注者にとってコントロール不可能な場合もあり得、負担が過大であるものと考えておりますので、第 5 項と同様、受注者が補修等を実施する責任を負うのは、受注者の責めに帰すべき事由に起因して、本件施設の継続使用に関する支障が発生した場合に限定して頂きたく存じます。	原案のままとします。
23.	14	第 48 条	1	—	発注者の解除権	「合理的な範囲」において損害を賠償するものとされておりますが、賠償の対象となる損害の具体的な範囲をご教示願います。貴組合において、解除と相当因果関係の範囲内にある損害を賠償して頂けるものと理解してよろしいでしょうか。	前段については、通常、合理的と考えられる範囲です。 後段については、お見込みのとおりです。
24.	15	第 49 条	1	—	発注者による解除の場合の違約金	第 2 文にある「第 3 項に基づき充当された」との記載は、「第 2 項に基づき・・・」の誤記でしょうか。	お見込みのとおりです。「第 2 項に基づき」に訂正します。
25.	17	第 53 条	1	—	発注者による一部解除権	「合理的な範囲」において損害を賠償するものとされておりますが、賠償の対象となる損害の具体的な範囲をご教示願います。貴組合において、一部解除と相当因果関係の範囲内にある損害を賠償して頂けるものと理解してよろしいでしょうか。	前段については、通常、合理的と考えられる範囲です。 後段については、お見込みのとおりです。

【運転管理業務委託契約書（案）】

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内 容	回 答
26.	18	第 59 条	1	—	第三者への賠償	事業者・本組合どちらの責任でないケース、責任の所在が不明のケースにつきましては、貴組合と協議事項になると理解してよろしいでしょうか。	【入札説明書】質問 No. 33 を参照してください。
27.	18	第 60 条	1	—	保険	火災・地震保険は、貴組合にて付保されるところと考えて宜しいですか。	現時点では、公益社団法人市有物件災害共済の建物総合損害共済への加入を想定しています。なお、その他必要な保険等については全て事業者において付保してください。
28.	19	第 63 条	2	—	秘密保持	秘密情報から除外される情報に、「発注者又は受注者が正当な権限を有する第三者から、秘密保持義務を負うことなく受領した情報」及び「発注者又は受注者が相手方の秘密情報に依拠することなく独自に創出した情報」を追記して頂きたく存じます。	原案のままとします。個別の情報については「この契約に基づく秘密保持義務の対象としないことを書面により合意」してください。
29.	19	第 63 条	5	—	秘密保持	時の経過による情報の陳腐化の点から、契約終了後の秘密保持義務の残存期間を一定（例えば 5 年程度）に限定して頂きたく存じます。	原案のままとします。
30.	22	別紙 1	2	(1)	セルフモニタリング実施計画書の作成	「セルフモニタリング実施計画書を作成し、本組合の承諾を得ること」とありますが、不合理な内容でない限り、当該計画書は承諾を得られるとの理解でよろしいでしょうか。セルフモニタリングについて記載する様式が無いように思われますが、応募者が提案時に計画したセルフモニタリングの内容が、事業実施段階で著しく過大な要求にならないよう、御対応戴けるとの理解でよろしいでしょうか。	契約書の第 1 条に定めるとおり、提案書の内容も契約内容に含まれます。実施計画書は提案以上の内容である必要があります。

【運転管理業務委託契約書（案）】

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内 容	回 答
31.	25	別紙 3	2	—	対価の算定方法	変動費のうち、光熱水費（電気・水道）につきましては、検針月と請求月が異なることが想定されます。平成 33 年 4 月分の電力会社からの請求には同年 3 月分の使用料の一部が、また、平成 48 年 3 月分の使用料の一部は翌 4 月に請求されることになります。変動費としてお支払いいただける使用期間をご教示願います。	変動費は、提案時に提案された処理量当たりの単価で支払います。その月の実際の光熱水使用量に応じて支払うものではありません。
32.	25	別紙 3	2	—	対価の算定方法	水槽清掃の費用は、固定費 ii に含まれるもとと考えて宜しいでしょうか。また、建築設備の補修・更新費は、固定費 iii に含まれると考えて宜しいでしょうか。	固定費となるか変動費となるかは、提案者側で判断してください。対価の算定方法も特に指定はありません。
33.	25	別紙 3	2	—	対価の算定方法	「支払の対象となる費用」が示されていますが、要求水準書【運転管理業務編】P.18 に記載の「洗砂の運搬」「脱水し渣の運搬」「助燃材の運搬」に係る費用の区分および対価の算定方法をご教示願います。	【運転管理業務委託契約書（案）】質問 No.32 を参照してください。
34.	25	別紙 3	2	—	対価の算定方法	「支払の対象となる費用」が示されていますが、要求水準書【運転管理業務編】に記載の業務名称等と一致しない費目については、内容・算定根拠を示した上で、区分は応募者の提案に委ねられているとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
35.	27	別紙 3	4	(2)	改定の条件	「改定された運転管理委託業務料は改定年度の翌年の第一支払期の支払いから反映させる」とありますが、改定年度の委託料の増減は行わないとの理解でよろしいでしょうか。また、急激なインフレ・デフレが生じた場合は、この精算方法によらず、別途協議になるとの理解でよろしいでしょうか。	支払い方法については、別紙 3 のとおりです。改定は、年 1 回の協議により翌年度の支払いから反映されます。現時点で、別途協議は想定していません。

【運転管理業務委託契約書（案）】

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内 容	回 答
36.	28	別紙 3	4	(2)	改定の条件	初回の改訂において、「H29 年 8 月末時点で公表されている最新の指標」となっていますが、指標は、以降年 2 回過去 1.5 年まで遡及訂正される可能性があります。従いまして、現時点で H29 年 8 月末時点の指標を確定数値として保存しておき、そのデータを H32 年 9 月時点を使用するとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
37.	28	別紙 3	4	(3)	改定の計算方法	指数につきましては、5 年ごとに表示基準（消費税を除く企業向けサービス価格指数については現在 2010 年基準）が変更になりますが、改訂の計算方法をご教示願います。	新しい基準を、以前の基準に計算し直します。
38.	28	別紙 3	4	(3)	改定の計算方法	指標は、以降年 2 回過去 1.5 年までのデータが遡及訂正になる可能性があります、「前回改定時の指数」につきまして、最初の見直し時に採用した数値を固定し、以降の遡及訂正を反映させないとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
39.	28	別紙 3	5	—	支払スケジュール	[提案に基づき記載する。]とありますが、具体的に、どの様式に記載して提案すればよろしいでしょうか。	支払いスケジュールについては、入札提案書類における参考資料に基づき、契約協議において記載します。別途記載する必要はありません。
40.	30	別紙 5	1	—	第三者賠償責任保険	第三者賠償責任保険および機械保険については、運営事業者が運転管理業務を委託する運転管理企業にて加入することでご承認いただけるものと理解してよろしいでしょうか。	本件事業で必要とする保険内容、金額等を満足することを条件に、可とします。
41.	30	別紙 5	1	—	第三者賠償責任保険	第三者賠償責任保険および機械保険の機能を備えた保険であれば、ご承認いただけるものと理解してよろしいでしょうか。	本件事業で必要とする保険内容、金額等を満足するものとしてください。
42.	30	別紙 5	—	—	保険	保険の内容等について「提案による」とありますが、具体的に、どの様式に記載して提案すればよろしいでしょうか。	（追加資料）添付資料 3-6 様式集 参考資料 10 に記載してください。なお、当該様式は、入札書等の参考資料として取扱い、提出してください。
43.	30	別紙 5	—	—	保険	記載されている保険の契約者は入札参加者の裁量によると理解してよろしいでしょうか。	運転管理業務の受注者は SPC なので、保険の契約者は原則として SPC を想定しています。

10. その他の質問

【その他】

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内 容	回 答
1.	—	—	—	—	—	工事期間中の現場事務所および工事車両用の駐車場用地はご提供頂けるという認識でよろしいでしょうか。	要求水準書【設計・建設業務編】「第8章 第1節 2-2 仮設工事」に示すとおり、受注者が近隣に確保してください。
2.	—	—	—	—	—	休日作業に関する制約事項等がありましたらご教示ください。	業務上やむを得ず休日作業を行う必要がある場合は事前に本組合の承諾を得てください。
3.	—	—	—	—	—	実施方針等に関する質問回答内容は、今回の要求水準書にその内容が反映されていない項目についても、回答内容が反映するものと考えてよろしいでしょうか。	【入札説明書】質問 No.2 を参照してください。